少額訴訟　事案の概要

2022.04.16　茨城青年司法書士協議会研修会

①令和３年９月２６日　訴状

１．請求の趣旨　　被告は、原稿に対して、次の金員を支払え。金５９３，７６８円

１．紛争の要点

●２０１９年５月頃、原告が東京都在住時に、被告より被告の夫の浮気が原因で離婚するとの話を東京都内にて伝えられる。

●その後、被告が離婚後は原告と再婚することを双方で合意し、その際被告には、２人の子供がおり、精神面の負担が少なくなるように原告が都内で勤めていた会社を辞めて被告の住んでいる茨城県に居を移し、再就職することに双方の話し合いの上決めた。

●２０２０年５月２８日、原告が茨城県結城市に引越し、２０２０年９月１日に茨城県内の会社に再就職をする。

●２０２０年１１月４日、原告が被告より離婚調停が成立したことを伝えられる。

●２０２１年６月２８日、原告が被告より、「原告からの発信される連絡がない」との一方的な理由で婚約破棄することを伝えられる。

●原告は結婚することを前提とした上で、東京都で１９年勤めていた会社を辞め、茨城県にて生活を営むこととした為、被告に対し、婚約破棄をするならば、それまでに続けてきた生活環境を新しく変える際に費やした費用の一部の支払を求める。

【添付書類】引越見積書（４１，８００円）　アパート契約金領収書（１５０，８１０円）
車購入時領収書（１４０，０００円）　車整備費用合計明細（２６１，１５８円）
誕生日メッセージレター

②令和４年１月１３日　答弁書

答弁　　訴状の請求の原因に書かれた事実について、間違っている部分があります
　　一方的な理由ではない点

私の言い分

結婚できない旨をきちんと電話で説明済み（２回）私の気持ち、考えを理解してくれた為、支払う責任はない。

【以下要約】

毎日の連絡が少なくなり、一度離婚の経験もあるので、結婚に対して慎重に考えるようになった。離婚し仕事をしながら二人の子供を育て、精神的・肉体的にもつらいときに原告は連絡をくれなかった。原告にはすぐに結婚できない、精神的に余裕ができるまでは考える余裕がない旨伝えた。今回、この訴訟を受け取り、驚きとともに大変ショックである。苦しいときに支え合うことができなかったので、結婚できない旨伝えた。一方的な理由でないため支払う責任はない。

新代理人 R3.11月
↓
この後に書かくつもりでいた

3月10日（木）~~10~~ 14時～　下館簡裁

顔合せの予定までは
いっていない

(直) 両親に話した
(既) 母親には話した ~~[illegible]~~ とは合っていた

~~①次回期日の設定~~

新店の話した。

②和解の勧奨 or 判決

金額　合計 593,768 円

引越　41,800
アパート契約金　150,810
192,610

送金先口座 → ゆうちょ銀行
支店 二一八
普通 12531

~~108円以上~~
~~5万円~~
分割 可能

被告の車の修理代
床面のキズ
⇒ 私の意見はある

~~10万未満では~~
~~和解できない~~
~~→ 判決を望む~~

通常訴訟 取下げ ⟺ 5万円 なら応じる

900円

500円

100

裁判官認印

第２回口頭弁論調書（和解）

事件の表示	令和３年（少コ）第６号
期日	令和４年３月１０日午後２時００分
場所及び公開の有無	下館簡易裁判所　法廷で公開
裁判官	大平安則
裁判所書記官	小佐野裕一
出頭した当事者等	原告代理人　竹内淳
	被告 [redacted]

弁論の要領等

司法委員[redacted]及び同[redacted]立会い

原告

訴状，第一準備書面及び第二準備書面各陳述

被告

答弁書陳述

証拠

１　甲１～１４（すべて写し）

２　乙１及び２（乙１写し）

当事者間に次のとおり和解成立

第１　当事者の表示

茨城県結城市[redacted]

原告　[redacted]

同訴訟代理人司法書士　竹内淳

茨城県筑西市[redacted]

被告　[redacted]

第２　請求の表示

請求の趣旨及び原因は，訴状及び第一準備書面記載のとおり

第３　和解条項

１　被告は，原告に対し，本件解決金として４万円の支払義務があることを認める。

２　被告は，原告に対し，前項の金員を，令和４年３月３１日限り，常陽銀行牛谷支店の「預り口　司法書士　竹内淳事務所　竹内淳」名義の普通預金口座（口座番号１３０３９８８）に振り込む方法により支払う。ただし，振込手数料は被告の負担とする。

３　原告及び被告は，訪問，電話，手紙，メールなど方法の如何を問わず，今後，相手方に一切の接触をしないことを相互に約束する。

４　原告は，その余の請求を放棄する。

５　原告及び被告は，原告と被告との間には，本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

６　訴訟費用は各自の負担とする。

裁判所書記官　小佐野　裕

これは正本である。

令和4年3月14日

下館簡易裁判所民事２係

裁判所書記官　　小佐野　裕一